

平成 23 年 11 月 29 日 施行

一坪農園使用心得

日本大学生物資源科学部附属農場

一坪農園は、学生および教職員などに土に触れる体験の場を提供し、農作物・花きなどの植物の栽培管理を行うことを通して、自然を見直し、人間性を豊かにすることを目的とする。

本目的を遂行するために、使用心得を次のように定める。

1 使用者

一坪農園を使用できる者は、本学部および短期大学部（湘南校舎）の学生，大学院生（生物資源科学研究科・獣医学研究科），教職員および元教職員，本学部校友会員とする。

但し，学生の場合には，所属する団体（5 名以上の構成員）の責任教職員（サークル顧問，担任教員，所属研究室教員など）から了解が得られたものとする。

2 使用責任者

使用責任者は，一坪農園の使用および管理全般にわたり責任を負うものとする。

また，附属農場（事務は附属施設事務課が行う）と連絡を取ることが可能な者とする。

3 使用区画

- ① 貸出面積は，1 区画あたり約 10m²とする。
- ② 1 グループ・団体の使用区画は，2 区画までとする。
- ③ 区画に限りがあるので，申込多数の場合は申込順を優先するが，区画数・面積の調整を行うことがある。

4 使用期間

- ① 使用期間は，年度の 4 月から 3 月までの 1 年間とする。
- ② 継続使用を希望する場合には，年度末に更新の手続きを行うものとする。

5 使用手続

使用に当たっては，次の手続をしなければならない。

- ① 新規使用を希望する者は、「一坪農園使用願」に必要事項を記入し、付属施設事務課に提出する。
- ② 継続使用を希望する者は、年度末に付属施設事務課より「継続使用の確認について」の文書が送付されるので、それに従って手続きを行う。

6 使用区画の中止，終了，返却

- ① 使用の中止，終了，返却にあたっては、付属施設事務課までその旨を申し出なければならない。
- ② 使用区画の返却に際しては、区画および通路周辺をきれいに清掃し、その旨を付属施設事務課へ連絡すること。
- ③ 雑草などが生い茂り、管理不備の区画は、場合によっては、年度の途中でであっても使用を中止・返却させることがある。

7 栽培管理

- ① 他の区画の迷惑にならないように、栽培作物の残渣および区画内外の雑草を取り除き、所定の場所に移動すること。
- ② 播種・苗の植え付けから収穫まで、各グループの責任で管理すること。
- ③ 農薬類の使用にあたっては基準に従うこと。
- ④ 使用した小農具類（クワ、スコップなど）は、よく洗ってから返却・収納すること。
- ⑤ 資材（肥料、農薬など）は、各グループで用意すること。

以 上